

障害者福祉に関する提言書への回答

平成 30 年 5 月 31 日に提出されました上記提言書につきまして、以下のとおり回答します。

- (1) 災害時要配慮者の登録を促進し、実効性のある体制を整え、安心安全を確保すること。

(回答)

災害時における要配慮者の名簿登録や個別計画策定の推進など、より実効性のあるものとして整備していくほか、支援関係者等と連携した災害時要配慮者支援推進会議による支援体制の構築など、今後とも安心安全の確保に努めてまいります。

- (2) 障害者への理解と配慮が進むよう、段差解消等ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、店舗等事業者が障害者に声掛けをしてサポートする（例えば、シェイクハンドステッカー等を作成）など、心の安心の普及にも努めること。

(回答)

高齢の方や障害のある方をはじめ全ての人々が安心して快適に生活できるまちづくりを実現するため、京都府の「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設の整備を行うとともに、多くの方が利用する施設等のバリアフリー化を進めてまいります。

また、障害のある方を支援する関係機関で構成している障害者自立支援協議会において、障害理解を進めるための講演会や啓発活動を行っており、今後も市民や企業等に周知していくための活動を関係機関等と協議してまいります。

- (3) 障害者団体からの要望については、予算編成期までに要望書の提出をサポートするとともに、しっかりとした懇談と制度等の情報提供に努めること。

(回答)

障害者団体からの要望については、日頃から意見交換等によってその内容を確認するとともに、必要に応じ予算措置に努めてまいります。また、障害福祉に係る制度の情報についても、積極的に提供してまいります。

(4) 障害者団体の組織強化の支援に努めること。

(回答)

広報誌等による各団体の活動内容の周知や、加入の呼びかけ等を行ってまいります。

(5) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、積極的な物資の発注に努めること。

(回答)

毎年度策定している「宮津市障害者就労施設等優先調達方針」に基づき、積極的な物資の発注に努めてまいります。

(6) 親の高齢化及び親亡き後の障害者の生活の場として、グループホーム等の必要に応じた将来的な整備や施策の検討と、15歳以下でも利用できるショートステイを拡充すること。

(回答)

共同生活援助は、今後、地域移行や介護者の高齢化が進む中、ニーズが高まることが予測されるため、関係機関等へ働きかけてグループホーム等の整備に向け、検討してまいります。また、15歳以下でも利用できるショートステイの拡充についても、関係機関等と協議を進めてまいります。

平成 31 年 3 月 26 日

宮津市議会議長 北仲 篤 様

宮津市長 城崎 雅文